

都市計画の案の縦覧および意見書の提出

都市計画区域の再編に伴い幸手都市計画を変更するにあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。なお、この計画の案に対して意見書を提出することができます。

■ 縦覧 ■

変更案の内容	○幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(県決定) ○幸手都市計画区域区分(県決定) ○幸手都市計画住宅市街地の開発整備の方針(県決定) ○幸手都市計画道路(県決定、市決定)
期間	9月3日(火)～18日(水)※土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
ところ	幸手市都市計画課 ※県決定の変更案については、県都市計画課、杉戸県土整備事務所、杉戸町都市施設整備課、宮代町まちづくり建設課、県ホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/m02/)でも閲覧することができます。

■ 意見書の提出 ■

対象	県決定 市内在住の人、杉戸町、宮代町在住の人および利害関係人 市決定 市内在住の人および利害関係人
提出方法	持参、郵送または埼玉県電子申請届出サービス(http://www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikeikakunosintyoku/)
意見書	意見書の様式は各縦覧場所で配布
期限	9月18日(水)午後5時15分 ※必着
提出先	幸手市都市計画課(〒340-0192幸手市東4-6-8) 埼玉県都市計画課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1)

問合せ 都市計画課 ☎(43)1111内線563、564・FAX(43)7656
埼玉県都市計画課 ☎048(830)5341
埼玉県住宅課 ☎048(830)5571(※幸手都市計画住宅市街地の開発整備の方針のみ)

幸手都市計画区域の
都市計画変更手続きについて

都市計画審議会の開催

都市計画区域の再編に伴い関連する幸手都市計画の変更に係る都市計画審議会を開催します(傍聴することができます)。

内容	○幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(県決定) ○幸手都市計画区域区分(県決定) ○幸手都市計画住宅市街地の開発整備の方針(県決定) ○幸手都市計画道路(県決定、市決定)	傍聴手続き	傍聴人数 10人
		受付は、午後1時45分までに会場に必ず本人が行ってください(代理受付・代表者受付は不可)。また、傍聴の権利は他人に譲渡できません。受付は先着順に行いますが、定員を超えた場合は抽選となります。	
日時	10月8日(火)午後2時から		
ところ	市役所本庁舎3階第1委員会室		

問合せ 都市計画課 ☎(43)1111内線563、564・FAX(43)7656

タウンミーティング開催

市では、今月から市内各地でタウンミーティングを開催します。

タウンミーティングは、市長が考える今後の地域づくりについての説明を行うとともに、市への意見・要望などをお伺いし、市政運営の参考にさせていただくために実施するものです。

右表のとおり、市内10か所(各回1時間程度)で開催しますので、ぜひ、ご参加ください。

※事前申込みは不要です。当日直接会場にお越しください。

問合せ 秘書室 ☎(43)1111内線222
FAX(43)7088

▼日程

と き		ところ
9月30日(月)	午後7時30分から	西公民館2階第1・2講座室
10月7日(月)		コミュニティセンター集会室A
10月20日(日)	午後7時30分から	市役所第二庁舎1階第3・5会議室
10月24日(木)		勤労福祉会館2階第2会議室
10月29日(火)		幸手団地集会所
11月7日(木)		南公民館1階会議室・講座室
11月9日(土)		北公民館会議室・講座室
11月20日(水)		老人福祉センター集会室
11月22日(金)		ウェルス幸手2階第1会議室
11月29日(金)		東公民館集会室

※10月24日(木)の勤労福祉会館、10月29日(火)の幸手団地集会所は駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。

幸手市民まつり 参加者募集

【市民まつり】

とき 11月10日(日)午前10時～午後4時

ところ 幸手駅前通り

問合せ ○フリーマーケット・模擬店商工ブース

幸手市商工会 ☎(43)3830・FAX(43)3883

○ステージ出場

商工観光課 ☎(43)1111 内線592・FAX(43)1123

○ フリーマーケット ○

募集数 15区画(予定)

※1区画=間口3m×奥行3.5m

※1グループ1区画まで

※応募多数の場合は抽選

対象 市内在住の人または市内の団体

※20歳未満の人は要保護者同意

※中学生以下の人は当日保護者も参加

※フリーマーケットで生計をたてている人、書画・骨董品として価値が認められている物を販売する人は除く

販売品 リサイクル品、手作り品など

出店料 1,000円(出店者説明会時に集金)

※別途、道路使用許可申請印紙代がかかる場合あり

申込み 10月11日(金)までに、往復はがきに住所・氏名・電話番号・FAX番号・販売品を記入の上、幸手市民まつりの会事務局(〒340-0114 幸手市東3-8-3 幸手市商工会内)へ(必着)

○ ステージ出場 ○

募集数 5団体(予定)

対象 市内在住の人または市内の団体

内容 ステージでの演芸、吹奏楽、ダンス、郷土芸能など(出演時間は準備および撤収も含め20分以内。カラオケなどは除く)

申込み 9月20日(金)までに直接商工観光課へ
※選考を行った上で、後日、出場決定結果について、申込み代表者に連絡します。

○ 模擬店商工ブース ○

募集数 34区画(予定)

※1区画=テント2.7m×3.6m(机2・イス4)

※応募多数の場合は調整の上、抽選もあり
事業所(商工会会員事業所など)、市内の団体(社会教育団体・ボランティア団体など)

出店料 3,000円(出店者説明会時に集金)

※別途、道路使用許可申請印紙代がかかる場合あり

注意 ○生き物の販売不可

○電源は各自用意

※出店に関する規定があります。詳細については、事前に商工会へお問い合わせください。

申込み 9月20日(金)までに直接商工会へ
※出店要領・申込書などの申請書類は商工会で配布

野外焼却(野焼き)の禁止

ご家庭で紙くずを燃やしたり、庭木を剪定した枝葉を燃やしたりして、ご近所に迷惑をかけていませんか?

「煙で窓が開けられない」、「ゴミを燃やして置いておいたがする」、「洗濯物が汚れた」など、ゴミの野外焼却(野焼き)に関する苦情が市に多く寄せられています。

野外(庭や空き地など)におけるドラム缶などでのゴミの焼却は、ビニール類はもちろんのこと、家庭で発生するゴミ(紙類や庭木の剪定くずも含む)であっても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の違反行為に該当します。

ゴミの焼却は、ダイオキシン類の発生の原因となるほか、焼却に伴う煙・悪臭・飛灰などにより近隣住民に迷惑がかかりますので、野焼きは止めましょう。

なお、稲わらの焼却など農

作業や風俗習慣上の焼却は禁止されていますので、ご理解・ご協力をお願いします。

【禁止されていない焼却】

○稲わらの焼却など農業を営むためなどに、やむを得ないものとして行われる焼却
○どんと焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却

○落ち葉焚きや焼き芋など、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

禁止されていない焼却を行う場合でも、煙などの発生によって近所迷惑となる可能性があります。時間帯や風向きなどには十分注意を払い、周辺環境に配慮するようお願いいたします。

※煙や悪臭がひどく、苦情があった場合は、公害として対応することがあります。

問合せ 環境課 ☎(48)0333

1・FAX(48)2226